

## 生駒市条例第12号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年5月7日

生駒市長 山下 真

### 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第12項の政令で定める金額」を「50万円」に、「当該政令で定める金額」を「50万円」に改め、同条第3項中「法第703条の4第21項の政令で定める金額」を「13万円」に、「当該政令で定める金額」を「13万円」に改める。

第3条第1項中「法」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に改める。

第23条中「法第703条の4第12項の政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額」を「50万円を超える場合には、50万円」に、「第2条第3項本文」を「同条第3項本文」に、「法第703条の4第21項の政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額」を「13万円を超える場合には、13万円」に、「第2条第4項本文」を「同条第4項本文」に改める。

附則第14項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、附則第15項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法

」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第 1 4 項及び第 1 5 項の改正規定は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。